

公立大学法人大阪市立大学一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 子どもが生まれる際の男性教職員の休暇の取得を促進する。

〈対策〉

- ・ 妊娠、出産、子育てに関する諸制度等を紹介する冊子を活用し、配偶者分娩休暇、育児参加休暇等の制度を周知し、男性教職員の休暇の取得の促進に努める。

目標 2 計画期間内に、男性教職員の育児休業の取得を促進する。

〈対策〉

- ・ 妊娠、出産、子育てに関する諸制度等を紹介する冊子、男性教職員も育児休業を取得できることや、配偶者と交互に育児休業を取得することが可能であることの制度周知を行い、男性教職員の育児休業の取得に努める。

目標 3 時間外労働削減のための施策を講じる。

〈対策〉

- ・ 業務執行の簡素化、効率化を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・ 週 1 回(原則毎週水曜日)実施する定時退勤日の『フレッシュ・アップデート』に関して、教職員全体の意識向上に努め、定時退勤の実施率を向上させる。
- ・ 就労管理システムを活用し、定期的に時間外労働の検証を実施する。特に長時間労働が多い職場に対しては、注意喚起を行う。
- ・ フレックスタイム制度の導入を目指す。

目標 4 学内保育所及び育児クーポンの利用を促進する。

〈対策〉

- ・ 本学の教員や学生、海外からの研究者・留学生等に対して、学内保育所の周知を行い、学外保育施設の補完的役割としての積極的な活用を促す。
- ・ 特に、一時的に本学に滞在する外国人研究者や留学生に対して、応募・雇用の際の書類に明記するなど、利用の喚起を促す。
- ・ 家庭内の保育等に利用したベビーシッターに係る費用を一部負担する『育児クーポン』制度の周知を徹底し、利用の向上に努める。